

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



「副業や投資で簡単に稼げる!」

こんな広告でトラブル多発!



事例 SNSで知り合った人に紹介されたサイトの「簡単に1か月0万円稼げる」「サポートも万全」という広告を見て、情報商材を購入。しかし、手順通り作業しても全く儲からない。質問してもサポートは何もしてくれない。



アドバイス 「簡単に」「短時間で」「確実に」大金を稼げる、おいしい話などありません!

◆副業サイトや投資情報サイトなどを介して販売される、お金の儲け方などに関する情報を「情報商材」と呼びます。消費生活センターにはこれらの相談が多く寄せられています。



◆「簡単に」「短時間で」「確実に儲かる」といった広告で誘う一方、情報を得るためには高額な支払いが必要で、追加の支払いを求められる事があります。

◆また、情報の内容も広告と大きく異なったり、難解で使えないようなものがあります。

◆契約後に事業者と連絡が取れなくなったり、解約・返金が困難なケースが多く見受けられます。安易に契約することは絶対にやめましょう!



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



あきらめないで！悩まないで！

～家計・お金に係る特別相談会～

弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーなどが、多重債務や住宅ローン等お金のやりくりでお悩みの方の相談について、債務整理の方法や生活再建支援のアドバイスを無料で行います。借金返済のために借金をしている方や債務整理などでお悩みの方、この機会に是非ご相談ください！

日程等

	日時	開催地	会場(所在地)	定員	相談員	予約申し込み先(電話)
1	11/24(金) 13:00～16:00	横浜市	横浜市役所 1階 市民相談室 (横浜市中区港町1-1)	6	弁護士	市民局広聴相談課市民相談室 (045-671-2306)
2	11/28(火) 13:00～16:00	厚木市	ハローワーク厚木 2階会議室 (厚木市寿町3-7-10)	4	弁護士・生活支援相談員(※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
3	11/29(水) 11:00～16:00	座間市	座間市役所 4階 4-2会議室、4-3会議室 (座間市緑ヶ丘1-1-1)	4	弁護士・生活支援相談員(※1)	生活援護課 自立サポート担当 (046-252-8566)
4	11/30(木) 13:00～16:00	横浜市	横浜市役所 1階 市民相談室 (横浜市中区港町1-1)	6	弁護士	市民局広聴相談課市民相談室 (045-671-2306)
5	11/30(木) 13:00～16:30	相模原市	相模原市北消費生活センター (相模原市緑区橋本6-2-1 ｼﾝﾌﾟﾙﾌﾞﾗﾝｽ(はしもとｲﾝ)橋本店 6階)	4	弁護士	相模原市消費生活総合センター (042-776-2511)
6	12/1(金) 13:00～16:00	小田原市	法テラス小田原 (小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階)	4	弁護士・生活支援相談員(※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
7	12/2(土) 13:00～16:00	秦野市	秦野市 東海大学前駅連絡所 (秦野市南矢名1-1-1)	4	認定司法書士・生活支援相談員(※1)	市民相談人権課 (0463-82-5128)
8	12/5(火) 13:00～16:00	藤沢市	ハローワーク藤沢 (藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎 4階会議室)	4	弁護士・生活支援相談員(※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
9	12/6(水) 12:30～15:45	鎌倉市	鎌倉市役所 第4分庁舎 2階 822会議室 (鎌倉市御成町18-10)	4	弁護士	市民相談課 消費生活担当 (0467-23-3000 内線 2358)
10	12/7(木) 10:00～16:00	伊勢原市	伊勢原市役所 1階 市民相談室 (伊勢原市田中348)	5	弁護士・生活支援相談員(※1)	人権・広聴相談課 広聴相談係 (0463-94-4711 内線 1163)
11	12/7(木) 13:00～16:30	相模原市	相模原市北消費生活センター (相模原市緑区橋本6-2-1 ｼﾝﾌﾟﾙﾌﾞﾗﾝｽ(はしもとｲﾝ)橋本店 6階)	4	弁護士又は認定司法書士	相模原市消費生活総合センター (042-776-2511)
12	12/8(金) 13:00～16:00	川崎市	川崎市消費者行政センター (川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階)	4	弁護士・生活支援相談員(※1)	川崎市消費者行政センター (044-200-2263)
13	12/12(火) 13:00～16:00	平塚市	平塚市役所 本館 市民相談室 (平塚市浅間町9-1) *受付は5階市民情報・相談課	4	認定司法書士・生活支援相談員(※1)	市民情報・相談課 (0463-21-8764)

※1：生活クラブ生活協同組合、※2：社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

○11/24(金)及び11/30(木)の横浜市役所の会場では、法律相談のみ25分以内で、生活再建支援相談の実施はありません。

○11/30(木)及び12/7(木)の相模原市北消費生活センターの会場では、法律相談のみ40分以内で、生活再建支援相談の実施はありません。

○12/6(水)の鎌倉市役所の会場では、法律相談のみで、生活再建支援相談の実施はありません。

○11/29(水)の座間市役所及び12/7(木)の伊勢原市役所の会場では、昼休みの時間があります。

◆ 法律相談、生活再建支援相談の時間は、それぞれ30分以内です。

◆ 来場の際の持ち物

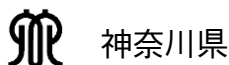
① 本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など) ② 債務の状況がわかるもの(契約書、領収書など)

③ 収入状況、財産状況がわかるもの(源泉徴収票、給与明細書など)



【お問合せ先】 かながわ中央消費生活センター 電話 045-312-1121 (内線) 2651

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

電話：045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506